

宮崎の自然魅力発信事業（観光資源の磨き上げ）業務委託 仕様書

1 業務名

宮崎の自然魅力発信事業（観光資源の磨き上げ）

2 業務の目的

双石山および加江田溪谷を含めた宮崎自然休養林について、観光資源としてのポテンシャルをマーケティングの考え方に基づいて見極め、持続可能な観光資源としての磨き上げを行う。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

4 業務内容

受託者は、業務の目的等を達成するため、企画提案した内容について委託者と協議し、その意向を反映した上で、次の業務を行うものとする。本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書及び工程表を本市に提出し、全工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や本市への状況報告等）を徹底すること。また、課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、本市の承認を得た上で、適切に対応すること。

(1) キーマン・専門家の招聘

- ア 観光資源としての価値の見極めを行うため、専門的知見と実績を有する者を招聘し、本市での実査を行うこと。
- イ 招聘者選定に際しては、AT（アドベンチャーツーリズム）、インバウンド、地域との連携に対して知見を有し、それらの視点を含めた評価や調査分析ができる者を招聘すること。
- ウ 提案書の中では、招聘予定者の氏名とその実績について明記し、選定理由を明確にすること。

(2) キーマン・専門家による資源の評価選定

- ア 双石山および加江田溪谷を含めた宮崎自然休養林について、観光資源としてのポテンシャルを測るための調査を行い、観光資源としての評価を行うこと。
- イ 必要となる調査やその手法、評価方法、それらのボリュームについて、提案時に具体的に示すこと。調査手法については、その必要性と調査目的について明確に示すこと。
- ウ 観光資源の評価においては、提案の中でその評価基準や根拠を示すとともに、評価選定に係る KPI 値について具体的な提案を行うこと。

(3) ターゲティング、コンセプト設計

- ア (2) での評価に基づき、サイコグラフィック視点を重視してターゲットを決定すること。
- イ (2) での評価に基づき、ターゲットに対して最適な価値を提供するためのコンセプト設計を行うこと。設計にあたっては、必要に応じて関係各所にヒアリングを行うなど、設計に必要な最大

限の情報収集を行うこと。

(4) 地域との連携

- ア 事業の効果的かつ円滑な推進を図るため、ステークホルダーの洗い出しを行うこと。
なお、実働性のある事業実施体制を構築するため、地域の関係団体等の協力や合意形成を取り付けるために積極的なコミュニケーションを図ることを重要視する。
- イ 持続可能な事業構築を図るため、地域の実情や各種関係性等について整理した上で、地域との連携を含めた最適な事業実施体制について素案を示すこと。なお、体制構築までのスキームおよび必要な手法・手段についても明示すること。

(5) ビジョン作成

マーケティング思考を取り入れた実効性のある事業構築を図るため、(2)～(4)に基づき、戦略的なアプローチを行うためのプロモーションおよびコンテンツ開発について方向性(ビジョン)を示すこと。なお、予算規模、期間についても併せて提案し、持続可能かつ観光消費額増加に寄与するものとなるよう、その実施に伴う成果指標について設定し提案すること。

5 事業スケジュール

規定する業務内容を履行期間内に実施し完了することとし、事前に事業スケジュールを作成し提案すること。なお、各業務の詳細な実施時期については提案をもとに委託者と受託者が協議の上決定する。

6 個人情報の取り扱い

本業務の受託者は、本業務の実施に伴って取り扱う個人情報について、委託者の定める「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

7 成果物

受託者は、次の成果物を委託者へ提出しなければならない。なお、本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、本市の指示に基づき、受託者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、全成果物の差し替えを行うこととする。

(1) 実績報告書(正本1部、副本1部)の提出

本事業で得た各種データ等は全て、報告書と併せてデータ納品すること。なお、データ納品にあたっては、データの送付だけでなく記録媒体(USB等)での提出も行うこと。

(2) 次年度向け提案書の提出

次年度以降の事業展開や事業効果に関する新たな検証テーマ、定量及び定性的評価にあたり設定すべきKPI値等について記載したものを作成すること。

8 成果物の権利関係

- (1) 本業務の履行における成果物の所有権は、全て本市に帰属するものとし、本市の事業及び本市が

認める事業において使用ができるものとする（原則、無期限）。

- (2) 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は当該著作物に係る受託者の著作物（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引き渡し時に、本市に無償で譲渡する。この場合において、受託者は、当該著作権の譲渡以降、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 委託者は本業務の成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で非独占的に利用でき、成果物は、委託者が原則として二次使用（再編集を含む印刷物の制作等）できるものとするが、本市に不利益及び損害の生じることがない場合に限る。受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に不利益及び損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

9 留意事項

- (1) 受託者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任をもって対応すること。本仕様書に基づく作業に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、本市に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (2) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示及び漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。
- (3) 受託者の責めに帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。
- (4) 受託者は本業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (5) 受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複製又は複製してはならない。
- (6) 受託者は、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書で行うこと。
- (7) 受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時にすべて消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。
- (8) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査した上で納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、本市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応するものとする。

10 協議

この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、

委託者と協議すること。ただし、社会通年上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。